

事業全体

最終更新日 2023/4/27

№	分類	分類	質問	回答	更新日
1	事業全体	全般	こどもエコすまい支援事業とは何が違いますか。	こどもエコすまい支援事業では、省エネ基準レベル以上を補助対象の要件としていますが、本事業では、ZEH基準レベルを要件としています。また、こどもエコすまい支援事業では、1戸あたりの上限補助額が30万円（世帯等の条件により引上げあり）ですが、本事業では35万円となります。	2023/04/27
2	事業全体	予算	予定よりも早く事業が終了することはありますか、どのように周知されますか。	申請状況を踏まえて事業者登録や交付申請の受付を早期に締め切ることがあります。予算の執行状況については支援室ホームページでご案内します。	2023/04/27
3	事業全体	全般	他の補助金との併用は可能ですか。	原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。ただし、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き併用可能です。本事業で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約及び工期が別である場合については、併用することができます。代表的な補助制度との併用可否については、よくあるご質問【補助対象】をご確認ください。	2023/04/27
4	補助対象	全般	地方公共団体の補助事業で、本事業で補助対象外の内容も支援している場合、それらを除いた本事業の補助対象の内容を切り出して、本事業の申請をすることは可能ですか。	補助対象を切り分けられれば、補助対象となります。	2023/04/27
5	事業全体	全般	補助金を活用した住宅は、減税措置との併用は可能ですか。	併用は可能です。	2023/04/27
6	事業全体	全般	本事業の補助を受けるための契約や着工要件は何ですか。	令和5年4月1日以降に工事請負契約を行い、かつ事業者登録後に着工した工事が対象となります。	2023/04/27
7	事業全体	交付申請完了報告	誰が申請手続きを行いますか。	本事業は、支援室に登録された事業者（建築事業者、買取再販事業者、施工業者、設計事務所、等）の申請手続きに基づき補助を行う事業です。リフォーム工事発注者は、契約を締結した補助事業者を通じて本補助の還元を受けます。	2023/04/27
8	事業全体	交付申請完了報告	交付申請に費用はかかりますか。	申請に必要な証明書類の準備に費用がかかることがあります。交付申請そのものに費用はかかりません。	2023/04/27
9	事業全体	交付申請完了報告	交付申請の手続きについて、補助事業者が消費者へ手数料を請求してもよいですか。	請求する場合、金額や内訳等について両方で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続きによって報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。	2023/04/27
10	事業全体	還元方法	リフォームで、還元方法を「現金で支払う方法」にした場合、方法に指定はありますか。銀行振込や事業者の独自ポイントでもいいですか。	還元方法「現金で支払う方法」は、銀行振込を利用することをお勧めします。振込手数料の負担は双方で協議してください。なお、事業者の独自ポイントは現金にあたらないため、還元方法として指定できません。	2023/04/27
11	事業全体	交付申請完了報告	交付決定の後、要件を満たさない事が判明した場合、どうなりますか。	交付決定の取り消しになります。補助金の交付が既に行われている場合、補助金の返還が必要です。なお、返還にあたっては所定の加算金が付される場合があります。速やかに支援室にご報告ください。	2023/04/27
12	事業全体	契約	原契約が2023年4月1日より前です。変更契約の締結日が2023年4月1日以降である場合、対象になりますか。	対象外です。工事請負契約日は、変更契約の時期によらず、原契約の締結日が2023年4月1日以降である場合のみ対象となります。	2023/04/27
13	事業全体	契約	2023年4月1日より前に契約したものが対象とならないのはなぜですか。	本事業を契機に省エネリフォームの実施をしていただくものを補助対象としているため、2023年4月1日より前に契約がなされたものに遡って適用することはできません。	2023/04/27
14	事業全体	再申請	交付決定された申請を、一度取り下げて、再申請を行うことはできますか。（申請する補助額を増額したい）	できません。ただし、追加工事分で要件を満たす場合は、再度申請が可能です。	2023/04/27
15	事業全体	確定申告	交付された補助金は課税対象になりますか。	共同事業者が個人の場合、補助金は一時所得に該当するため、一定額以上は申告が必要です。ただし、本補助金は、所得税法第42条第1項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する「国庫補助金等」に該当しますので、所定の手続きにより所得の参入から除外できる場合があります。また、住宅ローン減税等を併用する場合、住宅の取得価格等から控除する必要があります。詳しくは、税務署等にご確認ください。	2023/04/27